

平成24年度 環境報告書



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

平成24年度環境報告書 目次

I	環境報告書の発行に際して	1
	・はじめに	1
II	法人概要	2
	・事業紹介	2
	・事業所紹介	3
III	事業活動における環境配慮の方針・目標	4
	・環境配慮の取組に関する目標・計画	4
IV	環境マネジメントに関する状況	8
	・環境マネジメントの推進体制	8
	・環境マネジメントの運営方法	9
V	事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	10
	・省エネルギー、省資源対策	10
	・廃棄物の適正処理	13
	・廃棄物の削減、再利用・リサイクル率アップ等	14
	・環境汚染物質の排出削減対策	16
	・グリーン購入の状況及びその推進	19
	・環境についての知識向上、啓発活動	20
	・社会とのコミュニケーション	20
	・その他	22
	薬品の管理	22
	PCBの適正管理	23
	特殊ガス警報装置について	25
	快適な職場環境づくり	26
VI	環境報告書に対する監事意見	27

ー平成24年度環境報告書についてー

この「平成24年度環境報告書」では、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの平成24年度の環境活動を中心に報告します。

・報告対象範囲

農林水産消費安全技術センター本部及び各地域センター・事務所

・報告対象期間

平成24年4月～平成25年3月

・報告対象分野

農林水産消費安全技術センター全体の環境活動及び労働安全衛生活動を対象とします。

・数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

・参考にしたガイドライン

「環境報告ガイドライン(2007年版)」(環境省)

・次回公表予定

平成25年度版は、平成26年9月頃に公表予定。

【作成部署及び連絡先】

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
環境委員会

連絡先:総務部総務課

〒330-9731埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

電話:050-3797-1830

FAX:048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで
お願いいたします。

I 環境報告書の発行に際して

はじめに

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）では、平成23年度から第三期中期目標期間に入りましたが、世界的に温室効果ガスによる温暖化等に対して早急な対応が求められる状況にある中、環境への配慮と省エネルギーを重視した取組を進めているところです。

FAMICにおける環境対策の視点としては、業務の実施に当たり、①エネルギー・資源の消費及び廃棄物の排出の削減、②環境汚染の防止、③環境問題に対する自主的な取組などを推進することとしています。

平成24年度は、事業活動における環境負荷の低減のための具体的な行動として、平成23年度から実施している節電の取組を引き続き行いながら、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに取り組むとともに、検査施設の見学・公開等を通じて地域社会とのコミュニケーションを積極的に行い、FAMICの環境問題への取組に対する理解の増進に努めて参りました。

FAMICは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析を主要な業務とする独立行政法人として、食品の安全と消費者の信頼の確保を技術的側面から担っています。その実現のため、役職員一同高い使命感を持って、国民の皆様により質の高いサービスを提供すべく日々の業務に取り組むことは言うまでもありませんが、これらの業務を行うに当たって、環境への配慮と省エネルギーにも十分に留意し、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項の遵守に努めて参ります。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取組に対しての皆様からのご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成25年9月

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
理事長 木村 真人

II 法人概要

事業紹介

食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全に対する消費者の信頼を確保するためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用をはじめとして、生産から流通までの各段階での安全性の確保や適正な表示などが求められています。

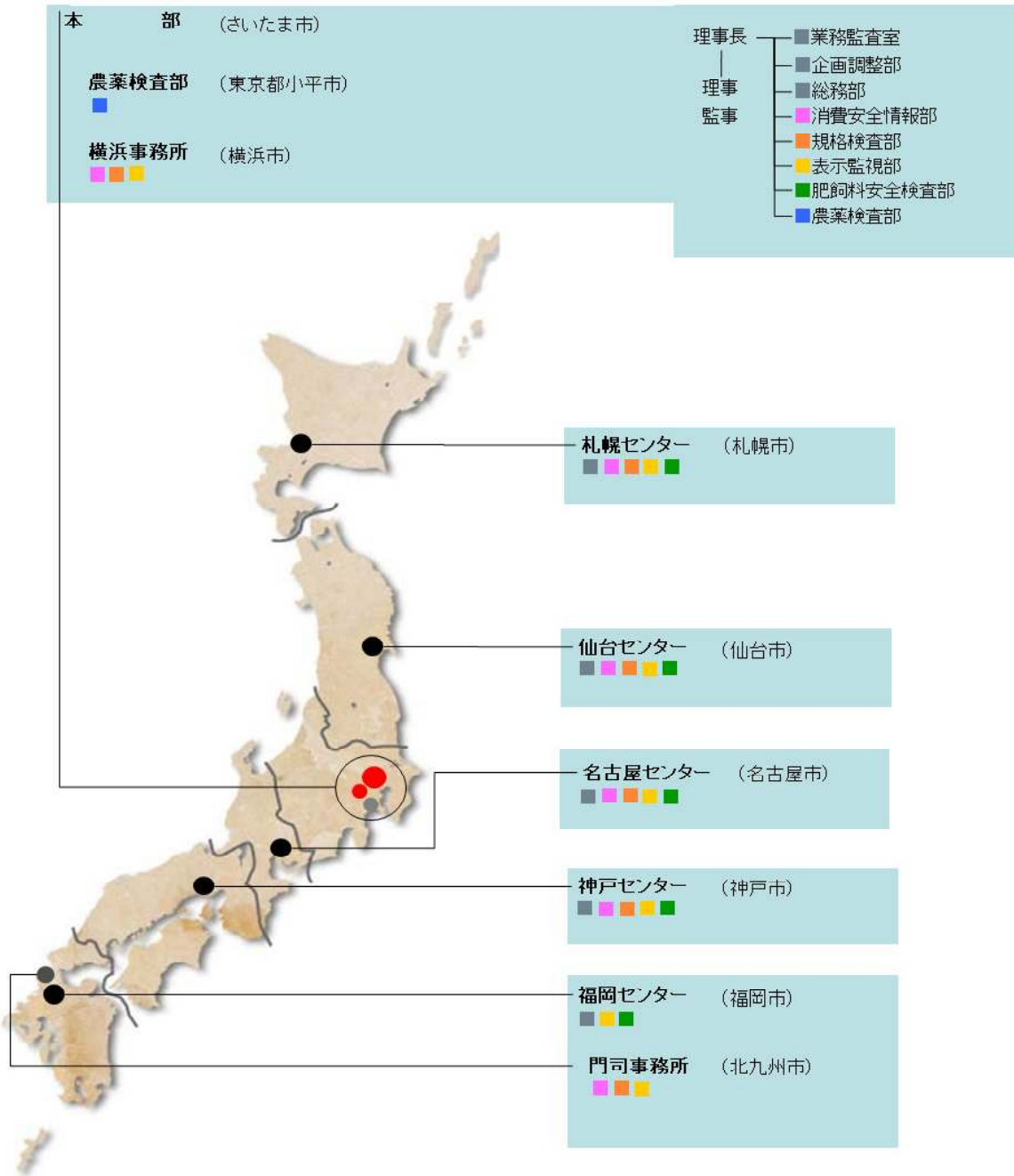
このため、FAMICでは、専門技術的知見とノウハウを活用して、肥料、農薬、飼料、食品などに関する検査・分析を効率的・効果的に推進するとともに、食品や生産資材に関する情報の提供を行うなど、国民の視点に立った、より質の高いサービスを提供し、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献しています。



事業所紹介



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター
Food and Agricultural Materials Inspection Center



Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標

環境配慮の取組に関する目標・計画

平成24年度においては、平成19年4月に3法人が統合して発足したFAMICとして6度目の環境計画を策定しました。

この計画は、FAMIC全体における環境に配慮した取組に関する目標・計画を定めており、省エネルギー・省資源、リサイクル率アップ、グリーン購入など、環境負荷の低減を目標に設定しました。

また、平成22年度に「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」を定め、入居している一部の合同庁舎では人員比率による分担比率で使用量が決められているものもありますが、FAMICとして、電気使用量、ガソリン、灯油、A重油、都市ガスの使用実績について把握を行い温室効果ガスの排出抑制に努めています。

平成24年度環境計画

農林水産消費安全技術センター
(略称:FAMIC)

1. 環境報告書の報告対象となる範囲

・対象期間

平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)

・対象組織・分野

本部及び全地域センター・事務所のすべての業務を対象とする。

2. 事業活動に係る環境配慮の計画

FAMICでは環境に配慮して平成24年度には次のような事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、FAMICにおいては事務所毎に夏期の節電計画を策定し、節電について強かに推進していきます。

(Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標)

項目	平成24年度目標	取組・具体的な行動	関係法規等
省エネルギー・省資源	<p>○電気使用量の抑制</p> <p>○環境基準適合車への更新の推進</p>	<p>○省エネルギー型OA機器等の導入</p> <p>・パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、買換え及び新規購入に当たり、エネルギー消費のより少ないものを導入。</p> <p>○節電の徹底</p> <p>・事務機器・分析機器等のスイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など適切に使用。</p> <p>・庁舎内における冷暖房温度の適正管理を徹底し、クールビズ、ウオームビズを励行。なお、クールビズは5月1日から10月31日までの間とする。</p> <p>・冷房中のブラインドの使用の励行。冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止。</p> <p>・昼休みは、原則消灯。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外は消灯。</p> <p>○その他</p> <p>・ポスターやグループウェアの掲示板機能等の活用による節電の意識啓発</p> <p>・節電対策について、その対策が不十分な時は必要な措置を講ずる。</p> <p>○公用車更新の際は、環境基準適合車へ更新</p>	<p>1. 国際協定</p> <p>○「京都議定書」</p> <p>「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された、二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書</p> <p>2. 法律</p> <p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)</p> <p>3. 政府方針</p> <p>○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)</p>

(Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標)

<p>廃棄物の適正処理</p>	<p>○廃棄物、廃液の適正処理</p>	<p>○資源ゴミの分別、実験室廃液の適正処理 ・不用となった書類は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収を行う。 ・実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理を行う。</p>	<p>1. 法律 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)</p>
<p>廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等</p>	<p>○廃棄物の削減</p> <p>○用紙類の削減 (使用量は、平成23年度実績を目標とする。)</p> <p>○再使用・リサイクル率アップ</p>	<p>○廃棄物の削減 ・物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。</p> <p>○試薬類の適正な調整 ・残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。</p> <p>○用紙類の使用量の削減 ・両面印刷・両面コピーの促進。 ・使用済み用紙の裏紙使用の促進。 ・各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウェアの掲示板機能の活用によりペーパーレス化を促進。</p> <p>○再使用の促進 ・リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。</p>	<p>1. 法律 ○「環境基本法」(平成5年法律第91号) ○「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号) ○「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)</p> <p>2. 政府方針 ○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)</p>
<p>環境汚染物質の排出削減</p>	<p>○PRTR指定物質の排出削減</p>	<p>○ドラフトチャンバーの整備など環境中への排出を削減 ・ドラフトチャンバー及びスクラバーの定期的点検・整備</p>	<p>1. 法律 ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)</p>

(Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標)

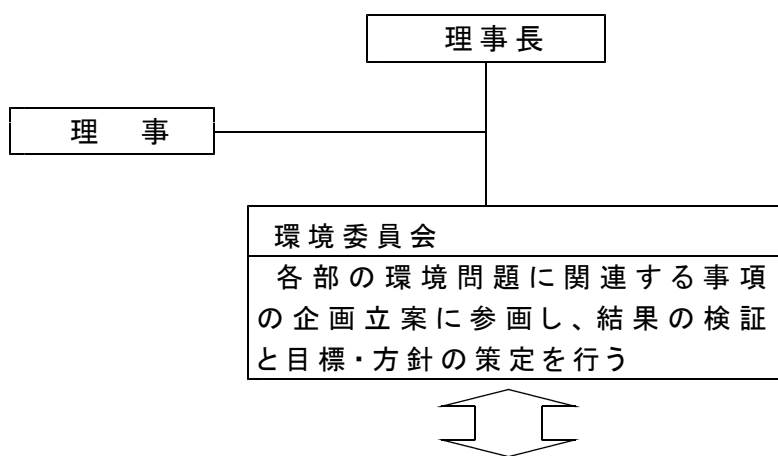
	○環境汚染物質等の排出削減を促進するための新たな取組の実施	○環境汚染物質等の排出削減を促進するための新たな分析法の積極的な開発及び改良の促進	
グリーン購入	○事務用消耗品類のグリーン商品の購入(100%)	○事務用消耗品類のグリーン商品の購入	1. 法律 ○「国等による環境物品等の調達に関する法律」(平成12年法律第100号)
環境についての知識向上、啓発活動	○環境についての啓発活動等の実施 ○環境情報の共有化	○環境保全に関する職員への啓発 ○グループウェアを利用した各種環境情報の共有化	
社会とのコミュニケーション	○地域社会とのコミュニケーションの促進	○平成23年度版環境報告書の発行及びホームページへの掲載 ○施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明 ○ホームページの活用	1. 法律 ○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)

IV 環境マネジメントに関する状況

環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境委員会を設置し、本部及び全地域センター・事務所で組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に取り組んでいます。

環境委員会体制



本部

企画調整部 | 廃棄物の削減、施設見学、化学物質の安全管理

総務部 | 省エネルギー・省資源、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ、グリーン購入の促進、職員研修の実施

消費安全情報部 | 環境情報の共有化、外部とのコミュニケーション

規格検査部、表示監視部、肥
飼料安全検査部、農薬検査部 | 電気使用量の抑制、廃棄物の削減、環境汚染物質の削減（環境に配慮した分析）

地域センター・事務所

環境マネジメントの運営方法

環境保全の取組について、環境委員会において計画（Plan）を立て、実施（Do）し、適切に管理されているか点検（Check）し、改善が必要な点について見直し（Act）を行うというサイクル（PDCAサイクル）を繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っています。

V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等

省エネルギー、省資源対策

FAMICにおいては、限りある資源を有効に活用し、地球環境を守っていく観点から、地球温暖化防止のため、省エネルギー・省資源に取り組んでいます。

具体的には、冷暖房温度の調整、昼休み時間の室内照明の消灯、機器の購入あるいは更新時の省エネタイプの採用、省エネタップの導入などにより光熱量の節約を図るとともに、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用による資源の有効活用の促進などに取り組んだほか、平成24年度は政府の「節電行動計画」などに基づく夏期及び冬期の電力需給対策の一環としてFAMICにおいても節電計画を策定し、節電について強力に推進しました。



昼休みの室内消灯(さいたま本部)



省エネタップ(さいたま本部)



省エネタップ(PC接続時)

用紙類の削減に当たっては、目標使用量を、平成23年度実績として、両面印刷や両面コピーの徹底、使用済み用紙の裏紙使用及び夏期の節電対策などの実施に伴うコピー機、プリンターの使用制限による用紙類の節約に努力して参りました。平成23年度は、東日本大震災の発生に伴う電力供給力の大幅な減少により、全国的に数値目標による需要抑制を求められたことから、FAMICとしても徹底した節

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)

電対策を実施した結果、用紙類の使用についても大幅に減少しましたが、平成24年度においては、これら電力の需要抑制が緩和されたこともあり、目標としていた平成23年度実績比で8.5%の増加となりました。

(表1) このため、次年度(平成25年度)においても引き続き平成23年度実績を目標として、その達成に向けて取組の強化を図って参ります。

(表1) FAMICにおける用紙類使用数量の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
使用数量	(目標年対比) (箱)	1,949	1,525	(108.5%) 1,655

なお、平成22年度において「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」を定め、FAMICにおける温室効果ガスの削減について、平成19年度比で平成24年度までに6%削減する目標を掲げて、組織を挙げて取り組んでいます。平成24年度における温室効果ガス排出実績は、基準年対比で80.8%(19.2%の削減)となりました。

(参考)1. FAMICにおける光熱量の推移

		平成19年度	平成23年度	平成24年度
電気使用量※	(Kwh)	4,732,426	3,731,750	3,790,632
ガソリン	(L)	10,662	3,577	3,502
灯油	(L)	5,277	332	307
A重油	(L)	9,866	0	0
都市ガス	(Nm3)	244,874	174,948	182,687

(注)※ 合同庁舎に入居している一部事務所の使用量について、人員比率による分担比率に基づき算出しているものを含む。

(参考)2. FAMICにおける温室効果ガス排出量の推移

		平成19年度	平成23年度	平成24年度
電気使用量	(Kg-CO ₂)	1,980,901	1,603,353	1,649,019
ガソリン	(Kg-CO ₂)	24,736	8,300	8,124
灯油	(Kg-CO ₂)	13,140	822	765
A重油	(Kg-CO ₂)	26,737	0	0
都市ガス	(Kg-CO ₂)	509,338	390,140	407,396
温室効果ガス排出量計	(19年度対比) (Kg-CO ₂)	2,554,852	(78.4%) 2,002,615	(80.8%) 2,065,304

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)

更に、単独庁舎では、東京都条例(「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12.12.22条例第216号))に基づく屋上の緑化(小平庁舎)や、被陰植物の導入による庁舎壁面の緑化(福岡センター)により、冷房効率の向上、ヒートアイランド現象の緩和を図る等の取組をしています。



小平庁舎の屋上緑化



福岡センターのゴーヤによる壁面緑化

廃棄物の適正処理

FAMICから排出する廃棄物は、「事業系一般廃棄物」と検査・分析で排出される廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリなどの「特別管理産業廃棄物」の2通りに分けられます。

(1) 事業系一般廃棄物は、事業所ごとに分別後、FAMICあるいは合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、平成24年度においては6カ所の事業所が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の排出量は算定できません。

(2) 特別管理産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)で規定される分類に沿って区分して回収し、廃液処理業者に処理を依頼しています。

なお、廃液の区分及び管理については、事業所ごとにマニュアルを作成して職員に周知徹底し、適正処理に努めています。

また、廃液以外の特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)は、廃棄物処理関係法令に基づき、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者などに処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)などにより適正に処理されていることをその都度確認しています。

廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等

(1) 全ての事業所で、ゴミの分別回収の徹底、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用などによる一般廃棄物の低減やグループウェア及び電子メールの活用、両面印刷の推進、コピー機やプリンターにおける不要資料などの裏面活用、ストックトレイによるミスコピー用紙の活用などにより用紙の調達枚数及び廃棄物の低減に取り組んでいます。

なお、平成24年度の印刷用紙の調達実績は、16,718kgとなっています。

(2) 平成18年度からコピー機の再生トナーの利用を開始するとともに、「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)に基づき、平成24年度においては、テレビ1台、電気冷蔵庫12台、エアコン1台を適正に処分しました。

(3) 特別管理産業廃棄物の平成24年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが17,437ℓとなり前年度(12,018ℓ)と比べて増加しました。また、廃棄検査分析機器等は18,368kgとなり前年度(9,164kg)と比べて増加しています。

ゴミの分別状況(さいたま本部 3階ゴミ置き場)



(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)

ストックレー(分別と裏紙利用)(さいたま本部)



その他、検査・分析で使用する薬品についても、薬品ビンを廃棄処分とせず、リサイクルを図っています。

空き瓶の保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(さいたま本部)



環境汚染物質の排出削減対策

PRTR法に指定されている物質

平成24年度、FAMICでは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に使用するため、PRTR対象物質を179物質保有しましたが、その使用量については、最も使用量の多い事業所でも、届出が必要となる数量(1トン)以下でした。

(表2)FAMICで使用した主なPRTR対象物質(平成24年度)

(単位:Kg)

事業所名	物質名		
	アセトニトリル	ノルマルーヘキサン	ジクロロメタン
札幌センター	63	31	—
仙台センター	164	120	3
本部	638	249	63
農薬検査部	143	19	105
横浜事務所	151	124	48
名古屋センター	162	144	44
神戸センター	352	129	64
福岡センター	45	21	—
門司事務所	167	112	7

(参考)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)(以下「PRTR法」という。)は、人や環境への有害性が判明している化学物質について、事業者による自主管理の改善を促進することにより、環境保全上の支障を未然に防止することを目的としたものです。

同法の対象となる562物質のうち、PRTR制度に基づき、排出量等の届出を行う際、対象となる化学物質(同法に定める第一種指定化学物質がこれに該当。以下「PRTR対象物質」という。)は462物質あります。

環境汚染物質低減対策及び有害ガス処理装置(スクラバー)の保有状況

FAMICでは、試料を検査・分析する際、硫酸、硝酸、過塩素酸などによる酸分解のほか、PRTR対象物質を含む有機溶媒などによる溶媒抽出を行っていますが、これらの作業にあたっては、酸や有機溶媒などが揮散し有害ガス化するため、局所排気装置(ドラフトチャンバー)のある場所で行うことで環境への拡散防止に努めています。

また、ドラフトチャンバーで吸引された有害ガスは、有害ガス処理装置(スクラバー)で中和または吸着除去することで環境汚染物質の排出削減に努めています。

なお、スクラバーは、有害ガスの種類に応じて、次の2種類を保有しています。



局所排気装置
(ドラフトチャンバー)

(1) 排ガス洗浄装置(湿式スクラバー)

FAMIC全体で合計38台保有しており、硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和に用いています。

これらの排ガス洗浄装置は、外観や作動状況の点検を定期的の実施するほか、排ガス洗浄装置内の洗浄水について、点検時、必要に応じてpH調整を実施し記録しています。



排ガス洗浄装置
(湿式スクラバー)

(2) 活性炭式脱臭装置(乾式スクラバー)

FAMIC全体で合計52台保有しており、アセトニトリルなどの有機溶媒の吸着除去に用いています。

これらの脱臭装置についても、外観や作動状況の点検を定期的を実施しています。



活性炭式脱臭装置
(乾式スクラバー)

グリーン購入の状況及びその推進

FAMICにおいては、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号))及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成22年2月5日変更閣議決定)に基づき、平成24年度における環境物品などの調達方針を作成・公表して、できる限り環境への負荷の少ない物品の購入などに努める取組を推進しました。

(表3) 主な物品のグリーン購入の状況(平成24年度)

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等	目標達成率
紙	紙類				
	コピー用紙	100%	16,667 kg	16,667 kg	100%
	塗工されていない印刷用紙	100%	38 kg	38 kg	100%
	塗工されている印刷用紙	100%	13 kg	13 kg	100%
	トイレットペーパー	100%	1,334.2 kg	1,334.2 kg	100%
文具類	シャープペンシル	100%	86本	86本	100%
	ボールペン	100%	734本	714本	97%
	マーキングペン	100%	1,646本	1,646本	100%
	ゴム印	100%	234個	234個	100%
	消しゴム	100%	150個	150個	100%
	ファイル	100%	9,000冊	9,000冊	100%
	ファイリング用品	100%	853個	853個	100%
	事務用封筒(紙製)	100%	18,460枚	18,460枚	100%
	付箋紙	100%	915個	915個	100%
オフィス家具等	いす	100%	50脚	50脚	100%
	棚	100%	25連	25連	100%
OA機器	電子計算機(購入)	100%	273台	273台	100%
	プリンタ等(購入)	100%	7台	7台	100%
	スキャナ(購入)	100%	6台	6台	100%
	磁気ディスク装置(購入)	100%	21台	21台	100%
	トナーカートリッジ	100%	299個	299個	100%
照明	蛍光灯(レッドスタート形又はスター形)	100%	60本	60本	100%
自動車等	電気自動車	0台	0台	0台	—%
	ハイブリッド自動車	0台	0台	0台	—%
制服・作業服	作業服	100%	298着	298着	100%

※ 「特定調達物品等」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」のことです。

環境についての知識向上、啓発活動

環境情報の共有化

FAMICでは、グループウェア内に「環境情報データベース」を作成し、職場内における環境に関する情報の共有化を進め、職員の環境問題への理解の増進に努めています。

環境保全に対する職員への啓発

上記「環境情報データベース」に「環境教育・学習」、「地球環境」、「大気」、「廃棄物」、「化学物質」などについての、基礎的知識の解説を掲載するとともに、「検査分析基礎研修」の中で、分析試験業務に関する基本ルール、毒劇物及び危険物の管理に関する知識の向上やスクラバー施設の点検方法、廃液・廃棄物の処理ルールなどを学習し、環境に関する知識と更なる意識の向上に努めています。

社会とのコミュニケーション

環境コミュニケーション

FAMICでは施設見学者など(平成24年度実績:FAMIC全体で36回(前年度42回)、延べ587人(前年度686人))に対して、FAMICの事業内容の説明などを行うとともに、FAMICにおける環境配慮への取組状況の紹介にも努めています。



施設見学の様子(さいたま本部)

FAMICホームページ

FAMICのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフードなどに関する安全性の検査や食品の表示などに関する検査の情報、食品や農業生産資材に関する情報など、生産者、事業者などの関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載するとともに、環境報告書をホームページ上で公表しています。

FAMICホームページアドレスは、<http://www.famic.go.jp/>です。



FAMICホームページ (トップページ)

FAMIC出版物

広報誌「新・大きな目小さな目」

FAMICでは農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示などに関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。広報誌の2012年秋号(No.30)には環境報告書をホームページ上で公表している旨の告知を掲載しました。



広報誌「新・大きな目小さな目」

その他

薬品の管理

FAMICでは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に様々な薬品を使用しており、その中には、「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、「消防法」(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。

これらの薬品の安全な保管、取扱い及び廃棄にあたっては、全国に9カ所ある事業所ごとにマニュアルを作成し、使用者への周知を徹底しています。

このほか、すべての事業所において薬品管理システムを導入し、薬品瓶1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。



薬品管理システム



薬品瓶バーコード



薬品保管庫



薬品保管庫内部

PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理

PCBは昭和48年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物を事業者において保管することが義務づけられました。

また、平成24年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法措置法施行令」の一部が改正され、PCB廃棄物の新たな処理期限は平成39年3月31日と定められました。

このため、現在、FAMICにおいては、蛍光灯などの安定器200個、ノンカーボン紙5.2kg、薬品1,834.29g及び13.5ml、PCBを含む油94.2lを専用保管庫などで適正に保管しています。



・安定器等



・ノンカーボン紙



・薬品

特殊ガス警報装置について

検査・分析に使用する薬品及び可燃性ガスなどの取扱いには日頃から十分注意していますが、人身事故の防止、薬品による水質汚染及び可燃性ガスなどの大気放出を未然に防ぐことなどを目的として、特殊ガス警報装置を設置し、事故発生時の被害を最小限に留めるための体制整備を図っています。

警報装置設置状況(さいたま本部、地域センター・事務所の設置例)



・有機溶媒センサー
(名古屋センター)



・アセチレンセンサー
(札幌センター)



・水素センサー
(横浜事務所)



・酸素欠乏センサー
(仙台センター)

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)



・酸素センサー
(さいたま本部)



・亜酸化窒素センサー
(さいたま本部)



・混合ガスセンサー
(さいたま本部)

・有機溶媒センサーは、検査室内で揮発した有機溶媒が規定の濃度を
超えた際に警報を発します。

・アセチレン、水素、酸素欠乏、酸素、亜酸化窒素、混合ガスの各セン
サーについては、酸素欠乏センサーにあつては、検査室内で規定の濃
度を下回った際に、その他のセンサーにあつては、規定の濃度を超え
た際に警報を発するとともに、ガス遮断弁が閉じ、ガスの供給が遮断さ
れます。

快適な職場環境づくり

FAMICでは、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を維持・増進するため、次の活動を実施しています。

- ・安全衛生委員会

職員の安全及び健康を確保するため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づき設置し、月1回開催しています。

- ・職場巡回点検

労働災害の未然防止を図るため、産業医、安全管理責任者などが定期的に職場巡回点検を行い、指摘事項などがあった場合には、当該検査室責任者あて改善を求めています。

- ・作業環境測定

職員の健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤及び有害な化学物質などを扱う作業場に義務付けられている作業環境測定(年2回)を実施しています。

- ・職員の健康管理

労働安全衛生法及びFAMICの内部規程に基づき、定期的に健康診断を実施し、傷病の早期発見、治療に努めています。

- ・メンタルヘルスケア

契約診療所の医師と職員との面談により、精神的な悩みや不安、これらに関連した職場及び家族に関する相談などを行っています。

また、共済組合の事業として、フリーダイヤルが設置され、保健師、助産師、看護師、栄養士、カウンセラーなど専門スタッフによる各種相談が行われており、FAMICの職員も利用できることとなっています。

VI 環境報告書に対する監事意見

環境報告書の信頼性を高めるため、監事による評価を行い、その結果を「平成24年度環境報告書」に対する監事意見としてまとめています。

平成25年9月30日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター
理事長 木村 眞人 殿

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター
監事 井上 龍子 ・
監事 碓井 憲男 ・

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
「平成24年度環境報告書」に対する監事の意見

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（以下、「環境配慮促進法」という。）第9条等に基づき、「平成24年度環境報告書」に対して評価を行った結果をまとめましたので、提出いたします。

1. 「平成24年度環境報告書」は、環境配慮促進法第8条等に基づき、環境報告書に記載すべきこととされている事項等にしたいがい、作成されたものと認められます。
2. 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいては、自主的積極的な環境配慮の取組が極めて重要との認識の下、環境配慮を事業活動に取り込むとともに、毎年、環境報告書を公表していますが、農業生産資材や食品等を対象とした科学的な検査、分析により技術で貢献することを使命とする法人として、化学物質等を保有していることから、引き続き、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等に基づいた適切な対応を行い、環境リスクの低減と安全に努めることが重要です。
3. 環境に配慮した事業活動、環境マネジメントの重要性、専門性にかんがみ、昨年の監事意見を踏まえ、外部委員による業務に関する懇談会に初めて環境報告書が提出されましたが、今後、環境を取り巻く動向に配慮しつつ、業務に関する懇談会での実質的な議論や外部専門機関による環境報告書の審査実施などについて検討するよう期待します。